

覚書

〇〇(以下、Aという)、〇〇(以下、Bという)、〇〇(以下、Cという)、〇〇(以下、Cという)、〇〇(以下、Dという)
〇〇(以下、Eという)、〇〇(以下、Fという)、〇〇(以下、Gという)、〇〇(以下、Hという)、〇〇(以下、Jという)
及び公益財団法人中国地域創造研究センター(以下「中国創研」という)は、中国創研が主催する「2024 年度
質感色感研究会」の実施にあたり、秘密保持および知的財産権に関する本覚書を締結する。

(目的)

第1条 本研究会は、質感や色感など感覚的であいまいな部分を科学的に計測・分析して、感性
に富み付加価値の高い魅力的な商品・サービスの開発を目指す企業の支援を目的とする。

(秘密保持)

第2条 1. 本覚書において、「秘密情報」とは、本研究会において、一方当事者(以下「開示者」という。)
から他の当事者(以下「受領者」という。)に対して開示又は提供された情報であって、かつ、次の
各号のいずれかにおいて定める方法にて開示又は提供された情報をいう。
① 書面、写真、テープ、光ディスク等の記録媒体その他有体物に化体して開示、提供さ
れた場合には、「秘密」、「極秘」その他これと同等の文言が当該有体物に明記された
もの。
② 電子メール等ネットワーク経由で、又は電磁的媒体により開示された場合には、当該
情報を表示デバイス又は印刷等により可読化表示した際に「秘密」「極秘」その他こ
れと同等の文言が明示されるもの。
③ 口頭、音声、視覚その他無体物にて開示され且つ当該開示時に秘密である旨が表明又
は特定された場合には、当該開示がなされた日から 30 日以内に、当該開示の内容、
開示者、開示の場所、開示の日付等が書面にて明示され、受領者である本覚書締結者
に提供されたもの。
2. 受領者は、事前に開示者の書面(電子メール等の電磁的方法を含む。)による承諾を得ることな
く、秘密情報を開示対象者以外の第三者に開示又は提供してはならない。
3. 本覚書は、開示者及び受領者の間で、必要に応じて別途秘密保持契約等の契約を交わすこと
を妨げるものではない。
4. 本研究会における発言内容は非公開扱いとする。

(適用外事項)

第3条 次の各号のいずれかに該当することを立証できる情報は、前条に規定する秘密情報から除外さ
れる。
① 開示者から開示又は提供を受けた時に、既に受領者が自ら所有していたもの
② 開示者から開示又は提供を受けた時に、既に公知公用であるもの
③ 開示者から開示又は提供を受けた後に、受領者の責めによらず公知公用となったもの
④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに適法に取得したもの
⑤ 開示者から開示又は提供を受けた情報とは関係なく、受領者が独自に創出したもの

(知的財産権の帰属及びその取扱い等)

第4条 1. 本研究会の活動によってなされた発明等の知的財産(知的財産基本法(平成14年法律第12
2号)第2条第1項の「知的財産」をいう)に係る知的財産権(同条第2項の「知的財産権」をいう、
次項において同じ)は、原則として当該発明等の課題を提案した参加企業(本覚書の記名・押印
欄の1)から18)に記載された覚書締結者をいう。以下、同じ)に帰属する。
2. 研究課題の設定、解決手段、関連する技術情報・設備等の提供を通じた参加研究者(本覚書
の記名・押印欄の19)から36)に記載された覚書締結者をいう。以下、同じ)の寄与又は貢献が
あったことによりなされた発明等については、前項の規定にかかわらず、課題を提案した参加企
業と当該参加研究者が協議の上、知的財産権の取扱いを定めるものとする。

(法令に基づく開示命令の場合の特例)

第5条 受領者は、開示者から開示又は提供を受けた秘密情報につき、裁判所または行政機関から法令に基づき開示を命じられた場合は、次に掲げる措置を講じることを条件に、当該裁判所または行政機関に対して当該秘密情報を開示することができる。

- ① 開示する内容をあらかじめ開示者に通知すること
- ② 適法に開示を命じられた部分に限り開示すること
- ③ 開示に際して、当該情報が秘密である旨を書面により明らかにすること

(公務員及びみなし公務員参加の特例)

第6条 公務員及びみなし公務員は、法令で守秘義務が課せられており、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことが担保されているため、本研究会の目的達成に必要と中国創研が判断した場合、当該者を本覚書の調印無しで本研究会に参加させることができる。ただし、中国創研は、当該者の氏名及び所属について、本覚書締結者に書面で通知するものとする。

(有効期間)

第7条 本覚書は、2024年4月1日から2025年3月31日まで有効とする。

なお、第2条及び第4条の規定は、本覚書終了後、更に3年間有効に存続するものとする。

(住所、役職、名義の変更)

第8条 本覚書締結者のうち、自然人にあっては人事異動その他の理由によりその住所、役職、名義に変更が生じた場合、法人にあっては合併その他の理由によりその住所、名義に変更が生じた場合、当該締結者は書面により本研究会事務局である中国創研に通知するものとし、中国創研は当該締結者の当該変更について、本覚書締結者に書面で通知するものとする。

(その他)

第9条 本覚書に定めない事項について、これを定める必要が生じた場合には、本研究会で協議の上、書面で定めるものとする。

以上

2024年4月1日

1)

8)

2)

9)

広島県広島市中区小町4-33

公益財団法人中国地域創造研究センター

専務理事 大井 博文

3)

4)

5)

6)

7)